総括評価【平成18~19年度事業に対する評価】

1 総合的な評価

三重県男女共同参画審議会では、三重県男女共同参画推進条例に基づき、 毎年、県が独自に行う評価とは違った外部的視点で県が実施する施策の実施 状況に関する評価を行い、2年に一度、知事に対し提言を行っている。

今回の評価は、平成 18 年度および平成 19 年度における県の事業実施概要に対するものであり、加えて平成 18 年度に行った評価・提言に対する取組状況や、平成 17 年度から平成 18 年度を計画期間とする第二次実施計画の目標項目の達成状況を検証し、取組の進んでいないものについては再度、評価を行い、課題を整理し、提言に挙げている。また、「女性のチャレンジ支援」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」、「女性の参画加速プログラム」など、今後、国が重点的に取組を展開していく施策についても念頭においた上で、評価・提言を行い、それによって平成 19 年度から平成 22 年度を計画期間とする第三次実施計画の着実な推進をめざすものである。

男女共同参画社会を実現するためには、県における施策の推進はもとより、より県民の身近にある市町において、男女共同参画の視点で施策が推進されることが必要不可欠である。今後、男女共同参画の推進に向け、県と市町がより連携を密にし、取組を進めていく必要がある。

また、一人ひとりのニーズが多様化している今日、行政だけではなく、県民、企業、各種団体等、多様な主体が連携・協働することにより、一人ひとりのニーズにあったライフ・スタイルを実現し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進することは、男女共同参画社会を実現する上で重要な要素となっている。

このような状況を踏まえ、男女が、性別にかかわらず、自立した個人として個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、多様な主体がそれぞれの立場から、より一層、男女共同参画を推進する必要がある。

_2 総括項目に対する評価と課題

評価を行うにあたり、各基本施策に共通して該当するもの、または、特に 重点的に取り組む必要があるものについて総括項目として評価を行い、それ ぞれ提言としてまとめている。総括項目に対する評価と課題は以下のとおり である。

男女共同参画の視点による施策の推進について 平成 19 年度「県民しあわせプラン第二次戦略計画」が策定され、その 基本理念に基づき県政を展開していくにあたり、県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められなければならない。

社会における諸問題(いじめ、DV等)について

いじめ、虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント等現代社会における諸問題は、ますます複雑かつ深刻化してきている。

男女共同参画審議会による評価・提言の活用について

県男女共同参画審議会による評価・提言が、事業実施機関に周知され、 十分に活用されているとは言えない状況である。

男女共同参画にかかる施策の推進等について

男女共同参画にかかる施策は、総合行政の推進により、より一層の取組が期待されるところであるが、現状では、縦割り行政の体質が未だに根強く残っている。また、市町支援も積極的に進めているところであるが、市町によって取組に差があるという現状において、何が必要とされているかを的確に把握することが必要である。

多様な主体との協働について

一人ひとりのニーズが多様化している今日、行政だけではなく、県、 市町、県民、NPOなど多様な主体が互いに連携・協働し、男女共同 参画社会の実現に向け取り組んでいく必要がある。

男女共同参画に関する人員・財源の確保について

21 世紀の最重要課題の一つである男女共同参画社会の実現については、 重点的に人員、財源が投入される必要がある。

女性のチャレンジ支援について

国が策定した「男女共同参画基本計画(第2次)」において、「女性のチャレンジ支援」が重点事項として挙げられている。三重県においても、平成19年度より重点事業として「女性のチャレンジ支援」事業を展開し、その拠点施設である「みえチャレンジプラザ」を設置したことは評価できる。今後、支援を必要とする人に対し支援が届くよう創意工夫する必要がある。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進について ひとりひとりが職場、家庭、地域社会においてそれぞれの責任を果た しながら多様な活動に従事でき、自らの能力を十分に発揮することが できる社会、また、企業が働く人一人ひとりのライフスタイル・ライ フステージを尊重し多様な人材の能力を発揮させることにより、活力 に充ちた社会をめざすためには仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)の推進が必要である。

女性の参画促進について

少子高齢化、人口減少、グローバル化をはじめとする時代の大きな変

化の中で、活力ある社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが必要である。特に、意欲や能力のある女性の参画をあらゆる分野において進めていくことは重要な意義を持っており、少しずつ前進はしているものの、その進捗度合は緩やかなものである。今後、より一層、女性の参画のスピードアップをはかる必要がある。

3 今後の施策展開に対する提言

「評価と課題」項目	提 言
男女共同参画の視 点による施策の推 進について	「県民しあわせプラン第二次戦略計画」に掲げる全ての施策が、男女共同参画の視点により推進されるよう各部局への働きかけを行われたい。
社会における諸問 題(いじめ、DV等) について	あらゆる暴力および人権侵害は男女共同参画社会の実現を妨 げる、という意味からも、さまざまな側面・機会から人権教育 を推進されたい。
男女共同参画審議 会による評価・提言 の活用について	県男女共同参画審議会による評価・提言を事業実施機関に周知し、現状に即した形での評価・提言の活用を検討されたい。
男女共同参画にか かる施策の推進等 について	男女共同参画分野における推進体制を強化するなど、より一層の総合行政を進められたい。また、県民に身近な市町との連携を強化し、それぞれの市町に対し必要な支援を行いつつ、本施策の推進をはかられたい。
多様な主体との協 働について	《新》多様な主体が連携・協働することにより、より一層、効果的に男女共同参画を推進されたい。県と市町、NPO等との協働によるイベントの開催など、今後、さらに具体的な取組を進められたい。
男女共同参画に関 する人員・財源の確 保について	男女共同参画社会の実現にむけ、県行政における重要性を再認識し、適正な人員配置、財源の配分をされたい。
女性のチャレンジ 支援について	《新》平成19年6月に開設した「みえチャレンジプラザ」を県民が効果的に活用できるよう、周知啓発に努めるとともに、関係機関からなる「チャレンジネットワーク」および地域における女性のチャレンジを支援する「チャレンジサポーター」を活用し、地域における「女性のチャレンジ支援」を効果的に推進されたい。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)の推進に ついて	《新》平成 19 年 12 月「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章が策定された。 三重県においても、一人ひとりが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などあらゆる場面において、自らが希望するバランスで展開できる社会をめざし、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進されたい。

「評価と課題」項目	提言
女性の参画促進に ついて	《新》国においては、「女性の参画加速プログラム」を策定し、 あらゆる分野における女性の参画加速のための具体的取組内容 等を示している。 三重県においても、あらゆる分野において女性の参画がより 一層進むよう具体的な取組を示すこと。また、特に女性の参画
	が進んでいない分野に対しては、その課題を整理し、行政、企 業などあらゆる団体が連携し、取組を推進されたい。